

資料3	専門家検討会(第3回)
	平成27年 4月24日

第2回検討会における議論の概要

1. 精神障害の等級判定の観点

【主な意見】

<1級該当事例について>

- 診断書の現症日が入院直後の場合、たとえば医療中断によって病状が悪化している急性期の症状であれば、この障害がずっと固定したものとは認められないのではないか。
- 長期入院の中でも、病棟内でそれなりに良い状態を保っている人と、全くそうでない方とに分けられる。生活状況がそれなりならば、1級に当たらないのではないか。

<2級該当事例について>

- 日常生活能力の程度が(5)でも、日常生活能力の判定で軽度の項目が多く、残遺状態で自閉的な生活であるが概ね穏やかに過ごしているものは、2級と考える。
- 日常生活能力の程度が(5)で入院中でも、統合失調感情障害は波があって予後がよいとされていること、隔離や拘束のないことを考慮して、2級と考える。
- 診断書の記載内容が乏しいが、病歴申立書に記載された症状や診断書の発育歴等から、うつ病としてのリスクが高いことが分かり、診断書の内容にも合っているので2級と考える。
- 入院の目的には休息入院もあるので、入院形態、外出制限の有無、外泊の実績を主治医に確認し、考慮する場合がある。
- 気分障害に関しては、よく病態を主治医に、日常生活状況を請求者本人に質問して書いてもらっている。日常生活状況は、誰が記載したかも明確にしてもらっている。
- 診断書やその他の書類で訴えはものすごく重篤だけれども、そのまま5年も10年も安定して外来治療を続けている方がいて、判断が難しい。

<2級非該当事例について>

- 日常生活能力の程度が(3)で規則正しい通院も内服もできていないが、障害の全体的な症状は深刻でなく、病歴申立書を見ても日常生活状況は軽度なため、2級非該当と考える。
- 双極性障害の診断だが、接客の仕事ができてることなどから、2級非該当と考える。近年、双極性障害という診断がすぐに出てくるようになっている。

2. 知的障害の等級判定の観点

【主な意見】

<2級該当事例について>

- 日常生活能力の程度が(4)、日常生活能力の判定はやや重度だが、詳細な生育歴や日常生活状況、IQ40台前半で療育手帳Bであることを参考にすれば常時の援助とまでは言えず、2級と考える。
- 高校の特別支援学級を卒業後にパート勤務して現在に至る。IQは50台後半、日常生活能力程度は(2)で日常生活能力の判定はやや軽度だが、障害者雇用であることを踏まえ、2級と考える。
- 生活面や労働面で特に大きな問題がなくても、小学校時代からADHDの特徴がすごくよく表れていて、着衣の汚れに無頓着とか、人から言われると断れずに犯罪行為をしたり、金銭をだまし取られることなどを繰り返しているような点から、2級と考える。

<2級非該当事例について>

- 日常生活能力からは2級かどうか判断が難しいが、IQ70台前半と高く、小学校時代にあったADHD傾向も高学年には改善しており、就労に関しても片道2時間以上かけて清掃業務に就いていることから、非該当と考える。

<その他>

- 知的障害と発達障害の両方ある場合は、療育手帳Bであっても、トータルで見るともう少し重い方がいると思う。
- 中高年の知的障害で請求するケースについて、生来性と判断できないものは知的障害として認められないのではないか。

3. 発達障害の等級判定の観点

【主な意見】

<2級該当事例について>

- 小児の専門病院で高機能自閉症、非定型自閉症の診断をずっと受けてきており、診断書の日常生活能力の判定もバラついているものの重いものが多いことから、2級と考える。
- 勤務先を変えながら長いところでは14年くらい連続して就労しており、判断が難しいが、自閉症スペクトラムの社会適応能力の悪さが十分記載された診断書であり、3級でなく2級と考える。

<その他>

- 身体的疾患と違い、発達障害の診断書は生活のしづらさが読み取れるようなものである必要がある。

4. 各障害に共通する等級判定の観点

【主な意見】

<就労状況の評価について>

- 知的障害については、厚生年金に加入できるような就労で、収入が一定程度ある場合でも、2級はありえる。
- 精神障害で、週30～40時間の就労で一定の収入があり、1年ぐらい働けていたら、安定して働けていると考えるのではないか。
- 1年は就労が続くとしてもそこから先は難しいと感じる。特に統合失調症は、安定して就労できているか判断するためには、1年間では短いのではないか。
- 日常生活能力を評価する際に、就労はひとつの大きな指標だが、一定の収入があるとしても、職場の支援体制で何とか働けているなどの具体的な状況が、病歴就労状況等申立書や診断書に丁寧に書かれている場合は、障害があると評価すべきではないか。
- 就労状況が不明であれば確認が必要である。必ずサポートがあるという確たる証拠があれば、あまり就労を理由に非該当とは考えない。

<その他の意見>

- 精神保健福祉手帳は、申請すればほとんど出てしまうので障害が軽く判定されている場合に参考とする以外は、参考とならない。
- 依存症については、アルコール依存症の「精神症状を呈していなければ認められない」取扱いに準じて考えてはどうか。
- 統合失調感情障害の場合は、外来・入院のパターンを勘案して有期認定の年数を短めにすることが多い。